

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	伊藤見富法律事務所 弁護士 内田 光俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	平成21年3月11日
【提出日】	平成21年3月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
証券コード	2392
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	パシフィック・アライアンス・グループ・アセット・マネジメント・リミテッド (Pacific Alliance Group Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT、エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミテッド事務所内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	西暦2007（平成19）年3月2日
代表者氏名	ジョン・ルイス（Jon Lewis）
代表者役職	取締役
事業内容	投資ファンドのジェネラル・パートナーとしてファンドの運用を行うこと

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 伊藤見富法律事務所 弁護士 内田 光俊
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

取締役の指名等を通じて発行者の経営に参加し企業価値の向上を図り、最終的に投資利益を享受すること。また、状況に応じて、重要提案行為等を行う場合もある。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 87,616
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 87,616
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		87,616
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		87,616

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年3月11日現在)	V	121,506
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		41.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成21年3月11日	新株予約権付社債券	12個 (潜在株式数: 87,616株)	41.90%	市場外	取得	第三者割当による新規発行取得

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 上記新株予約権付社債は、提出者がジェネラル・パートナーを務めるパシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド (Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.) (以下「本ファンド」という。) の組合財産として保有している。
2. 本ファンドと発行者との間で平成21年2月24日に上記新株予約権付社債についての引受契約 (Subscription Agreement) が締結されている。当該契約において、本ファンドは、平成23年3月11日までは、本ファンドの属するPAGグループ内における他の投資主体に対する譲渡を除き、上記新株予約権付社債の50%超を第三者に譲渡せず、かつ上記新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により発行される株式を譲渡する場合、発行者に悪影響を及ぼすと本ファンドが(発行者と協議のうえ)合理的に考える対象先に譲渡しないこと等の譲渡に関する一定の制約について、約束している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	3,000,000
上記(Y)の内訳	本ファンドの資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,000,000

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし